



長野県報

5月21日(木)
令和2年
(2020年)
第107号

目 次

告 示

保安林予定森林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	1
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）（砂防課）	2

公 告

随意契約の相手方の決定（税務課）	2
随意契約の相手方の決定（総務事務課）	2
特定調達契約に係る一般競争入札（高校教育課高校再編推進室）	3
特定調達契約に係る落札者の決定（学びの改革支援課）	4
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	4
正誤（生活排水課）	5

告 示

長野県告示第250号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年5月21日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡木曾町日義547の76（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第251号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年5月21日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

小諸市大字大久保字矢ノ下909の1、909の2、字トビ岩946の1、946の2、955の9

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小諸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第252号

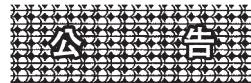
農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年5月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡阿智村浪合901の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、抾伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和2年5月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和2年度税務電算システム保守運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県総務部税務課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年3月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
 - (2) 所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
122,426,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号

税務課

長野県告示第253号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除します。

令和2年5月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 全部について指定を解除する区域の名称
白鳥川
- 2 全部について指定を解除する区域
下水内郡栄村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和2年5月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
人事・給与システム運用支援及び保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県総務部総務事務課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年3月25日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
 - (1) 名称 東日本電信電話株式会社埼玉事業部長野支店
 - (2) 所在地 長野市大字南長野新田町1137番地5
- 5 随意契約に係る契約金額
1年当たりの委託料 33,858,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号

総務事務課

長野県告示第254号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和2年5月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
東川
- 2 一部について指定を解除する区域
下水内郡栄村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課